広島市政と市民

12月1日号　No292

市民ダイヤル
43-6783
43-0440
市政に対する苦情、要望、意見などは、この市民ダイヤルで、公聴課へおかけください。

市営住宅入居者を募集

受付けは、十二月七日から同月十二日まで、市役所講堂で

昭和43年度分として建設している市営住宅への入居者を募集しますので、希望者はつぎの要領にしたがってご応募ください。

◇受付け期間／12月7日（土）から12月12日（木）までの6日間。
◇受付け時間／毎日午前9時から午後4時まで。
◇受付け場所／市役所講堂
◇申込み方法／市営住宅入居申込書（12月2日から市役所南庁舎地下売店前で、1部15円で販売する）に必要なことがらを記入し、①収入証明書か所得額証明書（入居しようとする親族で収入がある人全員）②米穀通帳か保有米証明書③申込票④そのほか、必要とする証明書を添えて申し込む。
◇申込み資格／①日本人で、市内に住むか勤務する人②現在、同居しているか、これから同居しようとする親族（㋑三親等以内の親族㋺婚姻届は出していないが、事実上、婚姻関係と同じような事情にある人㋩そのほか、婚約者で、入居日までに同居することができる人――を含む）があること③入居の申込みをする日において、申込者と入居しようとする親族（内縁関係の配偶者、婚約者も含む）の過去1年間の所得金額を12で割った額の合計から扶養親族ひとりにつき3,000円を控除した額が、㋑第1種住宅の場合は、2万4,000円をこえ4万円以下であること㋺第2種住宅の場合は、2万4,000円以下であること④現在、住宅に困っている人。
◇その他の注意事項／①申込みの単位は1世帯1戸とする②申込書や添付書類にいつわりがあるときは無効とする③申し込んだあと婚約者の変更は認めない。

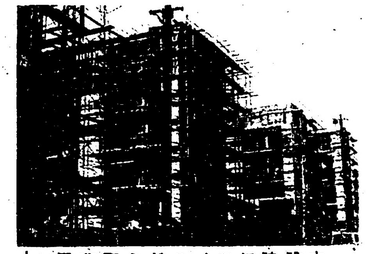
己斐町ふじハイツに建設中の5階建て市営アパート

くわしいことは、市役所住宅管理課（電話45―2111内線630）へおたずねください。

市営住宅の募集内わけ

場所	種別	構造	戸数	間取り	予定家賃	入居予定日
己斐町ふじハイツ	1種	中層耐火づくり5階建て	128	6畳 4.5畳 3畳 台所兼食堂 物置	8,400円	44年4月上旬
戸坂町桜が丘	2種	中層耐火づくり5階建て	43	6畳 4.5畳 3畳 台所兼食堂 物置	5,800円	44年4月上旬
庚午中一丁目（庚午北）	2種	簡易耐火づくり2階建て	6	6畳 3畳 台所兼食堂 物置	5,900円	44年4月上旬

◇新築／熊野住宅＝94戸　南熊野住宅＝59戸
◇あき住宅／広島市内＝16戸　祇園地区＝17戸　安古市地区＝15戸　佐東地区＝10戸　可部地区＝55戸　安芸地区＝9戸　熊野地区＝30戸
なお、所得制限などで、1種住宅・2種住宅に分れていますのでご注意ください。
◇受付け日時／12月16・17・18日午前9時30分から午後4時まで。
◇受付け場所／県庁講堂
申込み資格、申込み方法など、くわしいことは、県住宅課（電話28―2111　内線585）へおたずねください。

県営住宅の入居者を

市内と近郊のあき家など

広島県では、県営住宅の入居者を募集しています。市内と近郊の募集住宅はつぎのとおりです。

募集

市政にご参加を

「市民とともに」と「市政懇談会」に

市役所では、市民のみなさんから市政に対するご意見やご希望などを聞き、また、理解を深めていただいて、より充実した行政を進めて行くために、いろんな広報・公聴活動を展開しています。

その中でも、とくに、テレビ番組「市民とともに」と市長との対話を進める「市政懇談会」は、広報活動の大きな柱になっており、できるだけ多くの市民のみなさんに参加していただき、効果を高めたいと思っています。そこで「市民とともに」への出演者や見学者「市政懇談会」への参加者などを、市民のみなさんの中から公募によって登録し、適宜、出演・参加していただくようにしたいと考えています。この機会に、市政へぜひ参加してみたいという希望をお持ちの人は、市役所広報課（電話45―2111内線229・509）までおいでいただき、申し込まれるようお願いします

青少年優良映画劇場へ

12月22日に

とき／12月22日（日）午前9時から
ところ／新天地シネマ
上映映画／「日本のいちばん長い日」
申込み／12月10日（火）までに、往復ハガキに住所、氏名、学校名か職業名、年齢を明記して、県教育委員会社会教育課（基町10―52）か市教育委員会社会教育課（国泰寺町一丁目6―34）へ申し込んでください。
先着300名の人を無料招待します。

簡易保険新加入運動

今月末まで郵政省が実施

「あすのしあわせを守る郵便局の簡易保険」―郵政省では、12月31日まで「豊かなくらしづくり簡易保険新加入運動」を進めています。
簡易保険は、みなさんの経済生活の安定と福祉の向上に役だつとともに、加入者のみなさんから払い込まれた保険料は、簡保資金として地方公共団体や政府関係機関などへ融資され、都市づくり、国づくりに大きな役割を果たしております。市民のみなさんのご加入をお待ちしています。
くわしいことは、もよりの郵便局へ

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45―2111）印刷／株式会社柳盛社印刷所　発行日／昭和43年12月1日

町を美しく

タバコの吸いがら入れを設置

交差点などに500本を

交差点などに設置したタバコの吸いがら入れ

市民のみなさんの中には、交差点で信号を待っているときなど、タバコの吸いがら入れがないため、吸いがらの捨て場所に困った経験をお持ちの人も少なくないでしょう。
市役所清掃部では、都市美観上からも好ましくないタバコの投げ捨てを防ぐため、主要幹線道路の交差点や駅前広場などに吸いがら入れを本500設置しました。
この吸いがら入れは、鉄製で、投げ入れ口には広島市の市章が形どってあり、ウス緑色で塗られた高さ1なぐらいのスマートなものです。吸いがらの収集は、市内中心部で週2回、その他の地域は週1回行ないます。
世界のヒロシマとして、国際平和文化都市をめざす広島市民は、この吸いがら入れの設置を機会に、タバコの吸いがらを投げ捨てないようにおたがいに協力しましょう。また、この吸いがら入れは、市民のみなさんの仲間として、たいせつにかわいがってやってください。タバコの吸いがら入れには、紙クズや石コロ、チューインガムなど、タバコの吸いがら以外のものは入れないように注意しましょう。

健康

被爆者の健康診断

12月の日程と場所

43年度後期の被爆者健康診断を実施しています。後期は個人あての通知は出しませんので、該当の日に必ず受診してください。
12月の日程と場所はつぎのとおりです。
▦出張班／◇4・5日＝青崎小◇6・9日＝大洲小◇10・11・12・13日＝尾長小◇16・17日＝東雲会館◇18・19・20日＝法現寺◇23・24・25日＝仁保小
▦原爆被爆者福祉センター班／◇2日＝本川学区◇3・4・5・6・9・10・11日＝基町地区◇12・13・16・17・18・19・20・23・24・25日＝竹屋学区
▦舟入被爆者健康管理所班／◇2・3・4・5・6・9・10・11日＝舟入本町◇12・13・16・17・18・19・20日＝舟入中町
受付け時間は、いずれも午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです。くわしいことは、原対課（電話45―2111内線327・328）へどうぞ。

インフルエンザの予防を

流行期に備えて

ことしもインフルエンザの流行期が近づきました。保健所では、保育園、幼稚園の幼児や小・中学校の児童・生徒に予防接種を行なっています。そのほかの人でも、希望者には保健所、病院・医院で、日を決めて、予防接種を行ないますのでお受けください。
インフルエンザの予防には、予防接種はもちろんのこと、日ごろから規則正しい生活をし、抵抗力が衰えないように注意することがたいせつです。
外出後のウガイを励行することは予防の第一歩です。とくに、抵抗力の弱い乳幼児やおとしよりは、できるだけ人の集まる場所に出ないようにしましょう。カゼにかかったときは、一刻も早く医師の診察や加療を受け、安静を保つことがたいせつです。
日ごろから健康管理に気をつけ、インフルエンザにかからないようにしましょう。

郵便

年賀ハガキは12月22日までに

市・県内あてなどに区分して

▦年賀ハガキ
年賀ハガキの受付けは12月15日から同月22日までです。沖縄あての年賀ハガキは、12月20日までに出してください。この期間を過ぎると元旦に届かないこともありますからご注意ください。
年賀ハガキを出すときには、たばねたうえ「年賀」と書いた付せんをつけ、できるだけ郵便局の窓口へお出しください。この場合は、なるべく「市内あて」、「県内あて」、「その他あて」と記入してください。お年玉つきハガキ以外のものを使われるときは、ハガキ1枚ずつに「年賀」と表面左側に朱書してください。
▦小包
小包は12月15日までに出してください。12月15日以降は、年賀ハガキの受付けが始まり郵便局がたいへんいそがしくなりますのでご協力ください。包装は品物がじゅうぶん保護できるよう、しっかり包装してください。

郵便物の住所ははっきりと

受け箱の取付けを

広島郵便局では、郵便物がより早く、確実に配達できるよう、つぎのことを市民のみなさんに呼びかけています。
①住所は、はっきり書いてください②あて先の郵便番号と自分の郵便番号を必ず書いてください③住居の転居届を郵便局へ出してください④表札（家族名が記載されたもの）を必ず掲示してください⑤郵便受け箱をぜひ取り付けてください⑥飼い犬は必ずつないでください。

公正証書の作成を

あなたの権利を守ります

貸したお金が返らない、交通事故の賠償金が払われない、売掛金が回収できない――こういう違約はよく起こります。たいせつな契約や取引きには、あなたの権利を正しく守る公正証書を必ずつくっておきましょう。
公正証書は、法務大臣が任命する公正人が作成する証書で、しかも国の監督のもとでつくられますので、ぜったい確実な証拠力になります。口約束や当事者間の契約書だけではまんいち、相手がたが約束を履行しなかったときは裁判にもなりかねません。公正証書がつくってあれば、権利者は裁判手続きをしなくても、証書の力で金銭取立ての強制執行もできます。
公正証書は全国どこにもある公証人役場でいつでも作成してくれます。広島市内には不動産ビル6階（中町7―37）に公証人の事務所がありますからご利用ください。

「無料人権・法律相談所」を開設

12月2日に信用金庫八丁堀支店で

「国際人権年」の記念行事のひとつとして広島法務局と広島県人権擁護委員連合会では、「無料人権・法律相談所」を開設します。
とき／12月2日（月）午前10時から午後4時まで。
ところ／広島信用金庫八丁堀支店4階（立町1―24）
相談員／法務局職員・弁護士会所属弁護士・家庭裁判所職員・人権擁護委員

料理飲食等消費税の公給領収書を受けとりましょう

12月は強調月間です

旅館、バー、キャバレー、飲食店、料理店などへ代金を支払らわれるときは、必ず公給領収書を受け取りましょう。

市・県民税（4期分）
国民健康保険料（5期分）
納付期限　12月31日

広島市政と市民

換地清算にご協力を

特集号　No 293

いよいよ換地清算を開始

戦災復興土地区画整理事業の経過と内容

戦災復興土地区画整理事業は、昭和20年8月6日の原爆により被災した広島市の復興をはかることを目的にして、同年12月に政府の閣議で決定された戦災復興計画基本方針と、昭和21年に制定された特別都市計画法にもとづいて行なわれることになったものです。

当時の広島市は被爆による人的、物的な被害があまりにも大きかったため、広島市が単独でその復興建設にたずさわることは、とうてい見込みがありませんでした。そこで、市と県が協議した結果、元安川を境界にして、東部を広島市長が、西部を広島県知事が、それぞれ受け持って戦災復興事業を推進することになり、昭和21年度を初年度にした5か年計画が立てられ、事業に着手しました。しかし、事業の進行途上において、インフレの激化に伴う物価の値上りや、資材調達の困難さなどに直面したため、計画を再検討し、その結果打ち出された基本方針にもとづいて、今日まで、この事業を推し進めてきました。

戦災復興土地区画整理事業が行なわれたのは、東部と西部の地区を合わせて、総面積約1,059万5,000平方㍍におよび、その中には、平和大通り（100㍍道路）をはじめとする21線のおもな幹線道路など、合わせて延長約23万1,400㍍、平和記念公園をはじめとする54か所の公園、合わせて面積約53万3,000平方㍍、地区内の河川両岸の河岸緑地帯、合わせて面積約20万1,000平方㍍など、すでに、市民のみなさんにおなじみの施設が整備されています。

そのために移転した建物は約2万戸、ほかに、電柱、ガス、上下水道、電車軌道などの移設もかなりの数になっており、総事業費は51億4,390万円にのぼっています。

このように、戦災復興土地区画整理事業は市民のみなさんと関係者のみなさんの復興への限りない熱情と、たゆまない努力と、そして、あたたかいご協力とによって、いまや、ようやく完成の域に近かづこうとしております。そこで、この事業に伴う換地計画を、関係者のみなさんにお見せしたうえで、換地処分を行ない、清算を実施する予定にしております。

この機会に、区画整理はなぜ必要なのか、また、どのようにして行なわれるのか、そして、換地計画と換地処分とはなにか、清算とはどんなことか――などをお知らせし、じゅうぶんご理解いただき、この事業がりっぱに完成するよう、いっそうのご協力をお願いします。

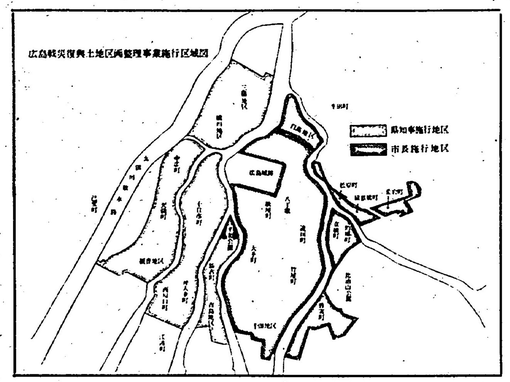

この事業でつくられた平和公園や100㍍道路など

わたくしたちの町――広島を訪ねる旅行者は、「日本の中でもめずらしく整備された美しい都市だ」と広島をほめるのが通例です。

23年前、原爆によって死の町と化したわたくしたちの町が、こんなにみごとに復興することができたのは、市民のみなさんの大きな協力があったからです。

このように、市民のみなさんの協力と援助によって死の町を復興させ、みちがえるような平和文化都市によみがえらせたのは、戦災復興土地区画整理事業によるものであります

（写真は平和記念公園と100㍍道路）

区画整理はなぜ必要なのか

区画整理は、健全な市街地をつくり、市民のみなさんが健康で明るい生活を送っていただくために行なわれるもので、広島市の場合戦災復興区域を思い切った区画整理によって整備しましたので、他都市に比べて都市環境はたいへん好い条件下にあります。しかし、それでも戦後は数万台にすぎなかった自動車が、現在では、数10万台を越え、これまでじゅうぶん余裕があった道路もいまではたいへんきゅう屈になり、目的地へ行くためには、自動車より歩いたほうが早いというような混雑した地域もかなり見受けられます。また、段原地区のような住宅密集地域へはいれば、道路が狭くて車が通れないようなところもあり、交通上の障害になっているばかりでなくまんいち、火災ともなればとり返しのつかない大事をひき起こす危険地域もあります。

子どもの遊び場も、適当なあき地がないため、路上で遊び、いたましい交通事故がかなり発生しております。みなさんが持っておられる土地も形が悪かったり

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和43年12月10日

整備された猿猴川河岸緑地帯

袋地であったりするため、効果的な活用ができないところもあります。このほか、町名や地番がわかりにくいため、通信や訪問に思わぬ時間をとったり、家が無秩序に建ち並んだり、保健衛生上好ましくない点があったりするなど、いくつかの欠かんが目にとまります

これらの欠かんをのぞいて、将来、さらに住みよい新しい市街地をつくるためには、道路事業や下水道事業などを、ひとつひとつ分断して進めていたのではよりよい効果はあがりません。そこで、道路や上下水道などの付けかえ事業も同時に実施できる区画整理が必要になってきます。

区画整理はどのようにして行なわれるのか

道路や公園を新しく設けたり、拡げたりする場合には、その用地に当たった宅地を買収する方法で行なうこともあります。区画整理の場合は、買収方式を採用しないで、区域内のすべての土地所有者が、おたがいの土地を少しずつ出し合って、新しく道路、公園、広場、緑地になる土地を生み出すとともに、それぞれの人が持っている宅地は、事業が行なわれる前の土地の状態に照し合わせ、しかも形が整った新しい土地を交付するという、いわゆる換地制度の方式が採用されるところに大きな特徴があります。

このようにして決められた宅地を換地といいます。また、区画整理によって整備される道路や公園などの用地は、換地を定めるときに、前にも説明したように、それぞれの宅地から少しずつさいて生み出しますが、これを減歩といいます。区画整理は、この換地と減歩の方法によって行なわれるわけです。その結果、みなさんの宅地は少し減りますが、区画整理で整備されることによって宅地の利用度が増し、全体としては、その宅地の価値がかえって上がるということになります。

換地計画とはなにか

換地計画をひと口で言いあらわしますと、区画整理前と整理後との土地に関する関係権利のことがらを表示したものであるということになります。この換地計画は、換地設計、換地明細、清算金の明細などが明らかにされているもので、市は昭和43年3月、県は同年5月現在の状態で作成し、土地所有権者代表借地権者代表、学識経験者で構成する土地区画整理審議会の審議を経たうえで、2週間、関係者のみなさんにお見せします。この換地計画に対して意見がある人は、縦覧期間内にそれぞれ東部地区に土地を持っておられる人は市長に、西部地区に土地を持っている人は知事に、それぞれ意見書を提出することができます。これらの意見があった場合は、土地区画整理審議会の意見を聞いて、その処理方法を決めます。

換地処分とはなにか

元地（区画整理前の土地）にあったすべての権利関係を、換地計画により決定した換地に移すことをいいます。換地計画により決定したことがらを関係権利者に通知したあと、県知事は換地処分を行なったことを公告します。この公告があれば、その翌日から換地計画で定められた換地は、元地と同じものとして取り扱われることになり、元地にあったすべての権利は、そのまま換地に移されます。

換地清算とはどんなことか

区画整理で決められた換地は、一般に元地の地積より減少して割り当てられますが、換地清算とは、この減少されたことのために行なわれるものではありません。

ひとりひとりの換地を割り当てる場合に、同じ割合いで決めることは困難で、多少のデコボコができます。また、元地の場所が道路や公園などになるため、その近くに換地を決めることができない場合があり、そのようなときには、他の場所へ換地を定めます（これを飛び換地といいます）が、その換地先が元地に比べてよくなる場合と、反対によくない場合が生じてきます。換地清算は、このように、いろいろな条件で生じてくるデコボコを調整するために行なうものです。

したがって、関係者のみなさんが持っておられた元地と割り当てられた換地を、それぞれ同じ時点で評価して、評価額を定め、換地のほうが高い場合には、その差額を清算金として関係者のみなさんから徴収し、逆に換地のほうが低い場合には、市長か知事が清算金として交付することになります。換地清算の宅地の評価時点は、仮換地の指定や建物の移転、街路の工事などが80%ていど完了し、土地区画整理事業に伴う宅地の利用価値も増しどの宅地も評価できるようになったとき、つまり昭和30年3月末に定めております。

清算金は土地についているものですから、登記簿上の土地の所有者が変わると、その時点から新しく土地の所有者になられた人から清算金を徴収したり、その人に清算金を交付したりすることになります。ですから、いざ清算という段階で土地を売った人と買った人とのあいだでいざこざが起きないように注意していただかなければなりません。このような人は、とくに、このたびの換地計画の関係簿冊をよくご覧になってください。

清算金の徴収・交付の総額は、それぞれ市長が行なう東部地区が約14億5,000万円、知事が行なう西部地区が約8億9,000万円にのぼります。清算金は金額により期限を定めて徴収・交付します。その場合、年6分の利息が加算されます。関係者のみなさんが清算金を一括してお支払になってもけっこうです。清算金の徴収・交付は、昭和44年度から45年度にかけて始める予定にしております。

仮換地とは

換地処分を行なうまで、元地に代わって使用収益の権利を持つことができる土地をいいます。したがって、法務局への登記はすまされておりませんが、法的には使用収益権が認められておりますので、固定資産税はかかっています。

戦災復興土地区画整理事業によって整理された土地は、これまで、すべて仮換地の状態で使用されていたものです。

関係者は換地計画をぜひご覧ください

◇西部地区＝12月3日（火）から同月16日（月）まで、午前9時から午後5時まで（土日曜日も平常どおり）職員共済組合施設等庁舎（広島農林事務所　県庁横）3階第3会議室で　◇東部地区＝12月7日（土）から同月20日（金）まで、午前9時から午後5時まで（土・日曜日も平常どおり）広島市東部復興事務所（平和記念公園内）3階事務室で。

関係者のみなさんはぜひご覧いただき、なっ得のゆくまで確かめてください。

競輪臨時従事員を募集しています

競輪事務局では、投票関係従事員と場内清掃関係従事員を募集しています。希望者はふるってご応募ください。

投票関係従事員

資格／満45歳未満の健康な女性　募集人員／多数

勤務時間／午前10時30分から午後5時まで。

場内清掃関係従事員

資格／満55歳未満の健康な女性　募集人員／若干名

勤務時間／午前9時から午後6時まで。

以上の競輪臨時従事員の給与、勤務日数、面接日時・場所はつぎのとおりです。

給与／基本給550円（ただし、試用期間3か月500円）、皆勤手当1日当り200円、そのほか繁忙手当、記録手当があります。

勤務日数／1開催（1か月）6日間

面接日時・場所／土・日曜日をのぞく午前9時から午後4時まで。競輪事務局（市内宇品海岸三丁目6番　電話51－4530）で。

くわしいことは、同事務局へおたずねください。

広島市政と市民

12月15日号 No294

人口と世帯

人口	550,129	(549,583)
男	275,425	(275,171)
女	274,704	(274,412)
世帯	183,508	(183,085)

10月31日現在
(カッコ内は9月30日現在)

開館した電電福祉センター

10大ニュース

26)
10)
の市
会福祉センター
発
直に清
法が成
を実施
度が発足
など一般公開
年展を開催
を開始
010大ニュースです

れた被爆検
るご遺族

被爆者特
法施行
にもレ
受付け

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和43年12月15日

非行防止はまず親子の話し合いから

家庭の日 一家だんらんで理解を深めましょう

12月12日から特別街頭補導

総理府青少年対策本部が発表したことしの青少年白書では、青少年こそあすの社会のにない手であり、国の繁栄の原動力であると主張し、青少年の健全な育成にわが国の将来を託しながら、「今日、世界各国が他に多くの課題をかかえながらも、青少年の教育に異常なまでの力を注ぎ巨額の経費を投入しているのも、まさにこの認識に立つものであり、このことは、各国が次代の後継者たる青少年にいかに大きな期待をかけているかを示すものであろう」と、この問題に対する世界的な傾向を説明しています。

また、この白書は、「しかし、このような青少年対策の充実と進展にもかかわらず、問題の複雑さと困難さのため、解決されないまま残されている分野も少なくないし、社会情勢の変化に伴ない、新たに対策を必要とする問題も数多く生じている」と反省し、国や地方公共団体が、この問題と真剣に取り組むことはもちろんのこと、国民各界・各層の相互協力によって、しだいに活発になっている民間運動を、よりいっそう拡充してほしいとも呼びかけています。

歳末をひかえ、とくに、青少年非行の問題を説明し、各方面のご協力を求めるとともに、ご理解も深めていただきたいと思います。

広島市青少年指導センターでは十二月二十一日から二十七日まで年末特別街頭補導を行ないます。これは学校から開放されて、のんびりしているうえに、歳末のいそがしさにまぎれて親も子どもから目を離しがちになり、また、非行にはしりやすいはなやかな年末に、子どもたちを悪にそまらせないようにして、救ってやることを目的にしています。とくに、ことしは、ママポリス、児童委員、校外補導主事教員など九十人が三人ひと組になって、市内の盛り場や太田川放水路、比治山、二葉山など、比較的少年の非行が起こりやすい周辺部などに重点をおいて補導することになっております。この街頭補導で補導された青少年はそのていどや状況などに応じて、その場で注意だけをするもの、警察、学校、家庭などに連絡するもの、必要があれば、青少年指導センターで相談や指導を行なうものなど、事後処置も考えています。

ところで、下の図は、市内東・西・南の各警察署の少年係や青少年指導センターで補導された少年の状況です。これによれば、四十三年一月から十月までに補導した少年の数は、一万人を少し越えたものになっており、昨年の同期と比べて二%強の増加にとどまっていますが、不良交遊、不良団加盟夜遊びなどがめだってふえています。また、内訳でみますと、喫煙が全体の二七%でもっとも多く、ついで、不良交遊、不良団加盟の一三%、怠学・怠業の九%が続いています。これを学生・生徒別で見れば、高校生の二五%がもっとも多く、中学生一二%、小学生六%、大学生三%になっており、また、学校にかよっていない少年が、五二%と半数以上を占めていることが注目されます。年齢別に見れば、十八歳の二四%が一番多く、ついで、十七歳の一九%、十九歳の一八%と高年齢層に少年非行が多く見られますが、十三歳以下の低年齢層にも、一一%とかなりの少年非行が見られます。

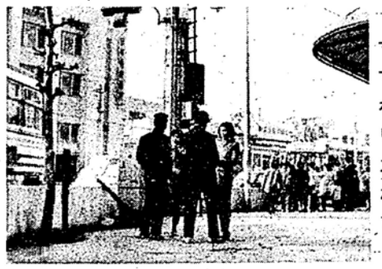

街頭補導をしているママポリスたち

青少年指導センターの話しでは「最近の少年非行の傾向としては粗暴化していること、性的犯罪や窃盗行為が多くなっていることがあげられる」と言っています。

かっては、これら少年の非行には家庭の貧困とか両親がそろっていないことなどが大きく原因していると考えられてきましたが、最近の傾向は、むしろ、経済的に恵まれた中流以上の家庭に非行少年が多く見られます。これは家庭の不和や、いそがしすぎて親子の話し合いの機会が少ない家庭、また受験競争が激しく、学校でも、家でも勉強をしいられているような家庭などから非行少年が多く出ていることを示すものであり、子どもたちにとっては、いわゆる家庭に下宿しているにすぎないような状態であることが考えられます。

こうしたことで、昨年の四月から、毎月第三日曜日を「家庭の日」に定めて、青少年を明るく、健康的で、のびのびとした人間に育てるため、もっともたいせつな家庭において、親子がゆっくりと話し合い、おたがいが理解し合う運動を全市的にひろめてきています。市民のみなさんも、この「家庭の日」の意味するところをじゅうぶんにご理解いただき、まわりから非行少年が出ないように、そして、明るい社会を築くためにもぜひ実行していただきたいと思います。

また、最近は、「あれは、よそのこだから……」と無関心をよそおってしまう風潮がありますが、街頭補導だけでは、非行少年の早期発見と防止はできません。たいせつなことは、みんながおたがいに注意し合い、非行少年を発見したときは、もよりの警察署や青少年指導センターへ連絡していただき、みんなで青少年を非行から守るように努めることです。この点を市民のみなさんひとりひとりが念頭においてこそ、はじめて少年の非行が防げると思われます。

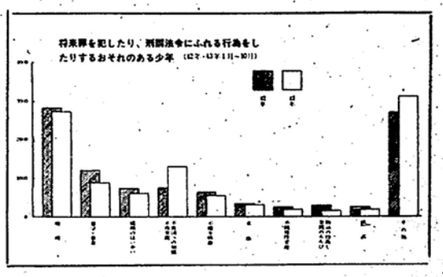

いろいろな相談に応じます

青少年指導センターで

広島市では、青少年がすこやかに育つことのできるようにするため、基町の青少年センター三階に青少年指導センター（電話二二―九九三七）を設置し、総合的に非行化防止対策をこうしています。

この指導センターでは、①年八回の特別街頭補導と四月、六月、九月、十一月、二月の常時街頭補導の実施②青少年の健全育成のための相談③潜在する非行の実態をとらえ、効果的な早期発見の資料にするための被害実態調査の実施④街頭補導・相談などによって必要と認められたときに行なう関係機関や団体との連絡や通告⑤青少年に関する情報資料の管理⑥地区活動の展開――などの業務を行なっています。とくに、青少年相談は自分の性格や行動に問題を感じているとき、人生に対して不安や疑問を感じて悩むとき、親、教師、雇用主などに不満をもっているときなどに青少年自身から持ちかけられる相談、発達上の問題、性格の問題、非行、犯罪の問題、学習知能の問題、医学上の問題などを親から持ち込まれる相談、教師、雇用主、友人などから持ち込まれる相談などがあり、相談を受ければ、適切な治療方針を検討し、継続指導や専門機関などへ紹介し、協力して治療しています。家族や学校などに知らせないで相談にのり、秘密は守りますので、ご遠慮なくお気軽においでください。

経営安定に融資制度のご利用を

中小企業対策に力点

昭和39年に、国際間の経済交流はできるだけ自由な状態のもとで行なったほう が望ましいという立場に立って経済活動を行なおうとする日本経済を、43年版経済白書は、国際化の中の日本経済――と呼んでいます。

こうした経済の動きは、広島市の中小企業にとっても、人手不足、人件費の上昇、激しくなる販売競争、高い原料な※けであり、貸付利率は日歩二銭六厘以内です。

この貸付けには、原則として二名以上の保証人と必要に応じて担保か保証協会の保証が必要です。返済は原則として割賦払いになっています。

■中小企業協同組合融資

広島中小企業協同組合に所属している中小企業に融資するこの制度は、運転資金として百万円以内（手形割引きの場合に限って四百万円まで）を二か年以内の期限で貸し付けるものです。貸付け利率は、一か年以内のものが日歩二銭五厘、一か年をこえるものが日歩二銭六厘になっており、この貸付けには、保証人と担保とが必要です。返済方法は原則として割賦払いです。広島中小企業協同組合へは随時加入できます。

■中小企業設備近代化融資

この融資制度は、機械設備の近代化、工場・店舗の改善と労務管理施設などの改善、公害防止施設の設置、そのほか、企業の合理化のための長期資金を融資するもので、市内におもな事業所があり、市内で一年以上続けて同じ事業を営んでおられる中小企業者に融資されます。

■中小企業経営安定資金融資

これは市内の中小企業者に長期の運転資金を供給し、事業の資金ぐりを円滑にしてもらい、経営の健全化と事業の安定のために使っていただくもので、対象は市内におもな事業所があり、市内で一年以上続けて同じ事業を営んでおられる中小企業者です。

これは、一企業当たり三百万円以内の金額で、三か年以内の貸付※ど、いろいろな要素がからまって、企業の経営をして行くうえに支障をきたすような面も出ています。

しかし、中小企業の果たす役割はたいへん大きなものです。市役所としても、こうした中小企業の育成・助長相談・指導などを行なうことによって、広島市の経済活動をより高いものにして行く姿勢をとっています。

営んでおられる中小企業者を対象にしています。

これは、原則として五か年以内で、設備近代化資金は年利八分一厘以下、公害防止資金は年利六分五厘七毛以下の貸付け利率で貸し付けています。そして、保証人二名以上と担保が必要で、返済は原則として割賦払いで一年以内の据置き期間を認めることもあります。

市役所では以上三つの融資制度を設けていますが、これらの昨年度の利用状況は、六月を一〇〇としたときに、九月が一二〇、十二月が一九〇、三月が一〇〇になっており、かなり利用率が高くなっています。しかし、まだ融資の余裕がありますので、融資を希望される中小企業関係者は、市役所商工相談課までお申し出ください。

このほか、人手不足の解消にも積極的な対策をこうずるなど、中小企業の振興対策には力を入れています。

しわす〝考える買物〟を

ところで、十二月もなかばになり、あわただしさも増してきたきょうこのごろですが、年の瀬を迎え、商店街も日ごとににぎわいを見せ、ボーナスも出てふところが豊かになり、なんとはなしに財布の口もゆるみがちになってきます。

しかし、一時的に需要がふえるため、物価が上りやすくなり、便上値上げ、量目不足、品質低下などをまねくことになります。買物の回数が多くなって、〝考える買物〟がめんどうになりますと〝ムード買い〟になりがちですから、しわすの買物には、つぎの点に注意しましょう。①計画＝思いつきや安いからといった買物は失敗に終わります②研究＝品質、価格、性能などをよく調べないとだいじな品物もムダになることがあります③時期＝急ぎの買物で損をすることもあります④表示＝店が責任もてる価格や量目は正しく表示してあります⑤現金買い＝信用買い（つけ買い）はそれだけ価格をあげるもとです⑥包装＝美しい包装にはそれだけ費用がかかっています⑦虚栄の禁止＝ミエをはるとついムダな買物をしがちです⑧計量＝風袋は目かたにはいりません⑨マークに注意＝ジスマーク、ジャスマーク、カン詰めのカンマーク衣料品などについている品質表示マークなどを活用しましょう⑩苦情＝不平や不満はすぐに申し出るようにしましょう。苦情はすぐ、直接店に申し出ることがたいせつです。そのことによって商品やサービスが改善されます。直接言いにくいときは、市役所公聴課（直通電話四三―六七八三、四三―〇四四〇）まで連絡してください。

みんなで町を美しく

電柱、街路樹などへの表示は禁止

―はり紙、はり札、立て看板―

六月十五日号でお知らせしたように、市役所では、屋外広告物の規制を強化する方針をとっています。はんらんする広告物の中には国際平和文化都市ヒロシマを標ぼうするにふさわしくないもの、つまり、美観をそこなうもの、人の通行のじゃまになるもの、人に危害を与えるおそれがあるものなどが少なくありません。このたびの規制の強化によって、町はかなり美しくなりましたが、電柱、街灯柱、街路樹など、条例で禁止されているものへのはり紙、はり札、立て看板などの表示があとを絶たず、美観をそこねています。これから年末にかけて激しい販売競争、数多く行なわれる催し物などによってこれらのはり紙はり札、立て看板などがふえてきます。条例で禁止されている場所へは絶対に表示しないように心がけるとともに、市民みんなで表示させないよう監視しましょう。

電柱のはり紙を撤去している作業員たち

また、禁止物件以外のものへ表示する場合でも、市役所の許可を受けて表示するようにしてください。なお、立て看板を道路上へ表示することはできませんので、とくに注意しましょう。

広島市には海外からの訪問者も多く、名実ともに国際平和文化都市に築きあげるためにも、このような違法な広告物がまったくなくなるようにすることがぜひ必要になってきます。

市役所でも、幹線道路のはり紙はり札、立て看板などを撤去しておりますが、これは税金のムダ使いにもなります。もっともたいせつなことは、市民みんなが一致協力して、美しい町にするという心がまえを持つことです。また、規制を強めることも市民のみなさんの協力がなければ円滑には進みません。

屋外広告物のことでわからないことがありましたら、ご遠慮なく市役所建設総務課（電話四五―二一一一内線三五七・六一六）へお問い合わせください。

木材引取税の申告 納税をお忘れなく

木材の伐採シーズンにはいりましたが、立ち木を切ると「木材引取税」という税金がかかります。市役所へ心ず申告をし、あわせて納税してください。

▼税金がかかる人と申告・納税する人

切った木を最初に買った人に木材引取税がかかりますが、この税金は、立ち木の所有者が買った人から税金を受け取り、かわって市役所へ申告し、納税していただくように決められています。

立ち木を切ってから三十日たっても買う人がいなかったり、立ち木の所有者が切った木を自分で使用したりするときは、その所有者に税金がかかり、所有者が自分で申告し、納税していただくことになっています。

▼申告・納付期限

木材の引き取りがあった日の翌月七日までに申告し、納税していただきます。

▼税額

山元土場における木材の引取価格に百分の二をかけた額です。

この申告を怠ると、不申告加算金や重加算金といった、たいへん高い余分な負担がかかりますのでご注意ください。

くわしいことは、市役所主税課（電話四五―二一一一内線二五六）へおたずねください。

市税収納などの三和銀行駅前支店を廃止

これまで、市税や国民健康保険料など、公金の収納事務の取り扱いをしていた三和銀行広島駅前支店は、四十三年十二月九日をもって同銀行広島支店（基町一三―四朝日ビル内）に統合されましたのでご注意ください。こんごとも、市税や国保料金の収納は、指定金融機関や収納代理金融機関をご利用くださるようお願いします。

国民年金保険料が五十円上がります

国民年金保険料は、現在三十五歳未満の人は月額二百円、三十五歳以上の人は月額二百五十円ですが、昭和四十四年一月分から五十円ずつ上がり、それぞれ二百五十円と三百円になります。

これは、さる四十二年一月から老齢年金は夫婦で月額一万円年金になり、障害年金は年額六万円、母子・準母子年金は年額五万五千二百円、遺児年金は年額三万円というように、それぞれ引き上げられたためで、これらの年金額に見合うように保険料も改正されたものです。

国民年金は老後の生活保障はもちろん、としをとるまでにケガをしたり、母と子どもだけの状態になったりしたときに、生活の低下を防ぐのが目的です。

したがって、そのような状態になったとき、多額の年金を受けることがのぞましいことです。そのためには、できるだけ多くの掛け金をかけておくことが、多額の年金に結びつくことになります。明年から五十円引き上げられる保険料も、積極的に納められるよう心がけてください。

さらに、厚生省では、この国民年金制度の改善を検討中ですが、これによると、年金額が大幅に引き上げられる予定ですからご期待ください。

成人祭には平服でご参加を

一月十五日の「成人の日」は、おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますために定められたものですが最近、とかく外形だけにとらわれすぎ、成人祭に出席する女子の服装が年々はでになっています。

「成人の日」の趣旨をじゅうぶんご理解のうえ、成人祭には、はでにならい服装で出席するよう心がけましょう。

募集

「青年のつどい」

十二月十九日と二十六日

宇品公民館では、勤労青年のみなさんの生活をより楽しく、より豊かにするため、「木曜青年のつどい」を開きます。寒さでちぢんだ胸を、まず、世界の旅で大きく広げ、声高らかに歌い、軽やかに踊りましょう。そして、暖いストーブを囲んで語り合いましょう。

とき／十二月十九日（木）と十二月二十六日（木）いずれも午後六時三十分から同九時まで。

映画／◇十九日＝東アフリカの未開民族「森の陽気な小人族」◇二十六日＝胎動するアジア「ネパール」

その他／お話、歌、ゲーム、フォークダンスなども行ないます。

勤労青年であれば、だれでも参加できますのでお気軽にどうぞ。

「青年土曜映画会」

十二月二十一日に

とき／十二月二十一日（土）午後六時三十分から

ところ／青少年センター地階第一講義室（視聴覚室）

上映映画／「大いなる黒部」「乗くら観測所」

入場は無料です。くわしいことは、青少年センター（基町市民球場横　電話二八―〇四四七）まで

「一日総合相談室」

十二月二十日に

国や県・市の仕事に対する苦情や要望、税金の問題、借地・借家の問題、金銭貸借上の問題相続や離婚などの家庭問題、その他どんな相談でも聞ける「一日総合相談室」を開設します。

とき／十二月二十日（金）午前十時から午後四時まで。

ところ／市役所本庁舎三階講堂

参加機関／行政監察局　法務局　労働基準局　国税局　家庭裁判所　中央児童相談所　精薄者更生相談所　身障者更生相談所　教育研究所　東・西・南各警察署　県　市　自動車損害賠償責任保険広島査定事務所　専売公社　広島中央放送局

年末・年始の市役所の業務

年末・年始の市役所の一般業務は、十二月二十九日から来年の一月三日まで休みますが、一部はつぎのとおり業務を行ないます。

▪清掃部＝年末は十二月三十一日までゴミとシ尿を収集し来年は一月六日から収集します。

▪各保健所＝伝染病や食中毒の発生時は、休まずに行ないます。

▪舟入病院＝伝染病が発生したときは、休まずに患者を収容します。

▪永安館＝年末は十二月三十一日まで業務を行ない、来年は一月三日から始めます。

▪広島城郷土館＝年末は十二月二十八日まで開館し、来年は一月三日から開館します。

▪下水維持課＝簡単な補修工事は、休まずに行ないます。

▪水道局管理部工事課＝修理班が無休で待機しています。

▪浅野図書館・児童図書館＝年末は十二月二十七日まで開館し来年は一月七日から開館します

▪青少年センター＝年末は十二月二十六日まで開館し、来年は一月五日から開館します。

▪市民病院＝年末は十二月二十八日までと同月三十日（受付け時間は午前十一時まで）が診察日です。来年は一月四日（受付け時間は午前十一時まで）から診察を始めます。

「かしこい消費者展」の計量クイズ当せん者が決まりました

1等（ヘルスメーター）　9名

山田たみこ　世良豊　新庄光子　吉田矢須子
梶篤涼代　松本卓典　木村トヨ子　重内勝子
佐々木景子

2等（料理用ハカリ）　22名

松江妙子　堀川洋子　向井幸子　佃万里子
進藤悦子　斉藤美年子　物部智恵　柊島場里
武田アヤ子　伊達美江子　安達純子　島田義一
大田八重　木村順子　上野和夫　中村照子
新田秋枝　金近奈保子　益田こえん　宮崎地恵子
田辺好子　太田雅浩

3等（乾湿計）　31名

滝本博　石川登美恵　竹内タケ子　寺谷篤子
鉄穴隆幸　西田浄子　上野順子　藤井逸子
大岡静彦　古太刀令子　平城郁子　山本俊彦子
山崎勝正　桑原克美　藤川正文　森田千寿子
奈良原ちえの　山県庸　稲本ハツミ　吹田駿
林澄江　正守隆　沢井佐喜子　古川真澄司
戸藤泰栄　立川瑠璃子　湯浅富貴美　石丸欣
大川栄子　坂瀬キヨ子　白石スミエ

当せん者は12月18日から同月20日までに賞品を計量検査所（浅野図書館横）までとりにきてください。一敬称は略します。一